

ボーナス保険料

昭和50年代前半を振り返ると、健康保険改正の議論は、法案審議は国会で行われますが、法案提出前に三者(被保険者・事業主・公益)構成の社会保険審議会(社保審)と、国会議員もメンバーの社会保障制度審議会(制度審)という二つの審議会の諮問・答申を経ることになっていました。(社保審は、健康保険のほか厚生年金など被用者保険の審議組織でしたが、後に医療保険審議会、次いで医療保険福祉審議会が設けられ、厚生年金の方は国民年金とあわせて年金審議会で扱われることになりました。)そしてこれらの審議会は、平成13(2001)年の中央省庁再編の際に廃止されて、政府全体としては経済財政諮問会議、厚生労働省には社会保障審議会(これも“社保審”と呼ばれる)が設けられることになり、様変わりしています。

社会保険審議会には抜本改正などについて議論する健保問題等懇談会(けんとうこん)も置かれていました。抜本改正の論点や改革案のメニューは昭和40年代からの集積があり、それを踏まえて保険局長室での議論が行われ、私は末席でその議論を聞いていました。

さて、医療保険制度の基本的な在り方についての議論は続けられていましたが、抜本改正の具体案は簡単にはまとまらず、厳しさを増す医療保険財政への当面の対応として、昭和52(1977)年には健康保険法等の改正案が国会に提出されました。

新たに賞与から特別保険料を徴収することと、被保険者本人の自己負担額の引上げなどが主な内容でしたが、賞与からの保険料徴収には両審議会でも強い反対があり抜本改正までの暫定的な措置との位置づけでした。それでも国会審議は難航し、継続審議を繰り返した後にいったんは廃案となりました。そして、同年末の臨時国会で当初2%だった特別保険料率を1%とする(労使折半、ただし被保険者の負担は0.3%とし、0.2%は国庫補助、なお、健保組合は任意)などの修正の上でようやく成立をみました(私はその途中過程で法案を直接担当する課に異動して昭和53(1978)年1月からの施行に関わりました)。月額給与を低く抑えて賞与に回すと社会保険料負担が合法的に節約できる=保険料負担の不公平につながることもあり、総報酬制の導入はかねてよりの改革メニューのひとつでした。当面の政管健保の赤字を乗り切るための臨時的な措置で、ボーナスからは保険料を徴収するだけで給付への反映がないものでしたが、特別保険料は総報酬制への第一歩と言えるでしょう。

今日では、医療保険も年金保険も賞与からの保険料徴収が当たり前になっていますが、実は月額給与と同様に保険料を徴収するようになったのは、比較的最近(平成15(2003)年度)です。これをもって総報酬制の導入と称されますが、月額給与は標準報酬等級の上限があり、賞与にも上限があるので厳密な意味で総報酬制というわけではありません。完全に総報酬によっている労働保険(雇用保険・労災保険)とは異なっています。

2000年頃に社会保険と労働保険の徴収事務一元化に関わりましたが、このような制度の相違もあって、ワンストップ的な対応にとどまりました。個人的には、医療保険も年金保険も完全に総報酬をベースに保険料を賦課して(もちろん個人ごとの報酬は記録する)、給付の方は上限を設けた形で行うことも考えられると思うのですが(所得再分配の強化)、給付と負担のバランスの観点から議論はあるところだと思います。

薄井 康紀 (うすい・やすのり)

特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会理事長

昭和51(1976)年に旧厚生省入省、厚生労働省政策統括官(社会保障担当)、社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局長を経て、平成22(2010)年1月の日本年金機構設立に当たり同機構副理事長、平成27(2015)年12月に同機構を退任。令和5(2023)年より現職。

